

みずほレポート

2012年6月14日

無貯蓄・低貯蓄世帯の増加と働き方を巡る問題

- ◆ 本稿では、貯蓄残高がゼロまたは少ない無貯蓄・低貯蓄世帯の増加に焦点をあて、働き方との関わりや、無貯蓄・低貯蓄克服の手段としての共働きの有効性を考察した。
- ◆ 働き方との関わりを見ると、勤労者世帯と自営業者世帯の双方で、無貯蓄・低貯蓄世帯が増加している。特に前者は二人以上世帯に占める無貯蓄・低貯蓄世帯の割合上昇への寄与が大きい。
- ◆ 勤労者世帯の中では、労務作業世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯の増加が目立つ。無貯蓄・低貯蓄の予備軍が相対的に多いこと、黒字の減少テンポが急速だったことが影響したと考えられる。
- ◆ 夫の定期収入が少ない世帯が黒字を確保するためには、妻が本格的に就労する必要がある。妻が家計補助的に働くだけでは、無貯蓄・低貯蓄克服の有効策とならない場合がある。
- ◆ 無貯蓄・低貯蓄世帯の増加に歯止めをかけるためには、成長産業への移行を支える就労支援等の強化に加え、女性の本格就業を支えるインフラの整備や男女の働き方の見直しが急がれる。

政策調査部 主任研究員 大嶋寧子
03-3591-1328 yasuko.oshima@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

目 次

I.	はじめに	1
II.	無貯蓄・低貯蓄世帯を巡る近年の状況	1
1.	急上昇する「金融資産を持たない世帯」の割合	1
2.	各種統計から見た無貯蓄・低貯蓄世帯の動向	2
III.	無貯蓄・低貯蓄世帯と働き方	4
1.	世帯主の職業別・産業別に見た無貯蓄・低貯蓄世帯の動向	4
(1)	勤労者世帯、自営業世帯で増える無貯蓄・低貯蓄世帯	4
(2)	どのような世帯で無貯蓄・低貯蓄層が増えているのか	5
(3)	なぜ労務作業世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯が増加しているのか	8
2.	共働きは無貯蓄・低貯蓄克服の有効な手段となっているのか	11
(1)	世帯内就業者数の増加だけでは必ずしも無貯蓄・低貯蓄を克服できない	11
(2)	妻の本格就業と無貯蓄・低貯蓄の克服	12
IV.	おわりに	14
[補論]	各種調査に見られる無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の相違について	16

1. はじめに

貯蓄残高がゼロの世帯、あるいは、少額に止まる世帯が増えている。家計が一定の貯蓄残高を保有する主な動機は、遺産動機などを除けば、将来の所得減少や支出の増加に対する「備え」をもつことにより、生活水準を維持することにあると考えられる。貯蓄残高がゼロ、あるいは、少額の家計は、失業や病気などで収入や支出が大幅に変動した際、容易に生活が困窮しかねない。つまり、こうした世帯の増加は、収入や支出を巡る様々なリスクに脆弱な世帯が増えていることを意味する。

こうした世帯が増加してきた最大の要因として考えられるのは、家計が受け取る収入の減少である。特に、バブル崩壊後の賃金低迷は、現役世代の世帯がフローの貯蓄を行う余力を低下させてきた懸念が大きい。そこで本稿では、貯蓄残高がゼロまたは少額の世帯に着目し、働き方との関わりを考察する。また、世帯内の就業者の増加、特に夫婦共働きが、家計がフローの貯蓄を行う余力を確保する上で、どの程度の有効性を持っているのかを検討する。

なお、一般に「貯蓄」と言う場合、手取り収入から支出を差し引いた残り（黒字）の一部を、金融資産などとして積み上げるフローの貯蓄行動と、その結果として積みあがったストックとしての貯蓄残高の双方を意味する。用語の混乱を避けるため、以下、本稿で「貯蓄」という場合は、ストックとしての貯蓄残高（ここでは、貯蓄から負債を差し引いた正味資産ではなく、グロスとしての貯蓄残高を指す。また、実物資産は貯蓄に含まれない）を意味することとし、貯蓄残高がゼロまたは少額の世帯を「無貯蓄・低貯蓄世帯」と呼ぶ。その上で、フローの貯蓄行動に言及する場合は、これを明記する。

II. 無貯蓄・低貯蓄世帯を巡る近年の状況

1. 急上昇する「金融資産を持たない世帯」の割合

2012年2月22日に公表された金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（以下、「金融行動世論調査」と呼ぶ）」によれば、二人以上世帯のうち「金融資産を保有しない世帯」の割合は1980年代末より上昇傾向にあり、2011年には28.6%を記録した。

図表1は、同調査に基づき1990年代末以降の「金融資産を保有しない世帯」の割合を、世帯主の年齢階級別に見たものだ。これによると、「金融資産を保有しない世帯」の割合は、2006～2010年にかけて横ばい又は低下する期間があるものの、20～30歳代、40～50歳代、60歳代以降のそれぞれで、おおむね上昇傾向にあるという点で共通している。

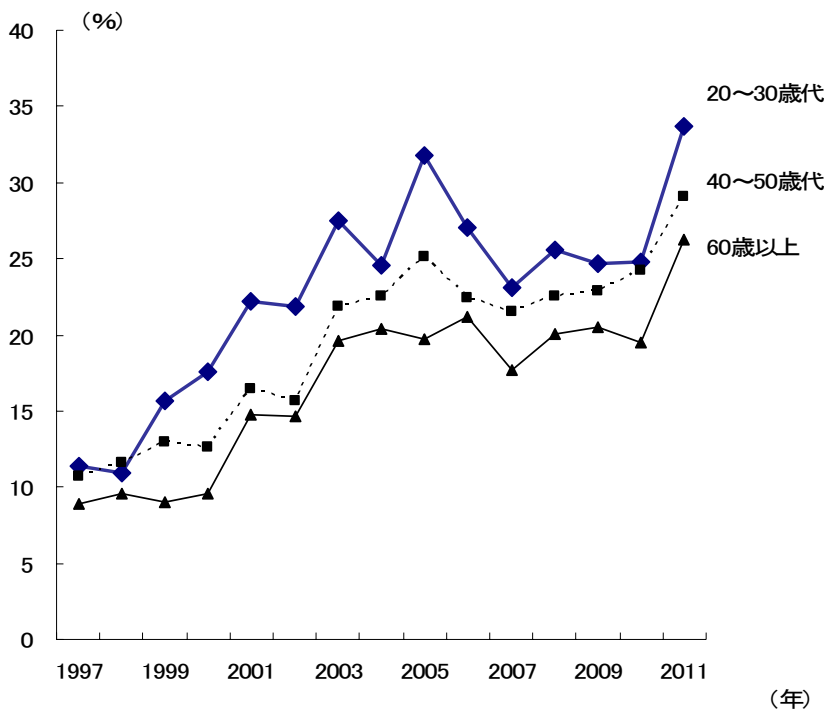
ただし、その傾向は現役世代でより顕著と見て良さそうだ。1997年の時点では、20～30歳代、40～50歳代、60歳代以降の世帯のうち「金融資産を保有しない世帯」の割合に大きな差はなかったが、2000年代以降は20～30歳代及び40～50歳代世帯における「金融資産を保有しない世帯」の割合が、60歳以上世帯のそれを常に上回って推移している。

2. 各種統計から見た無貯蓄・低貯蓄世帯の動向

ただし、「金融行動世論調査」における「金融資産を保有しない世帯」を、そのまま全く余裕資金がない世帯と見ることは早計となる可能性がある。そもそも、家計の貯蓄状況に関するデータを得られる統計には、「金融行動世論調査」の他にも、厚生労働省「国民生活基礎調査」や総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」などがあるが、それぞれの統計で把握できる「金融資産を保有しない世帯」、「貯蓄のない世帯」、「貯蓄額が少ない世帯」の割合には差があり、注意が必要である。

これに関して、図表2は、「金融行動世論調査」の「金融資産を保有しない世帯」、「国民生活基礎調査」の「貯蓄がない世帯」及び「貯蓄が100万円未満の世帯」、「家計調査（貯蓄・負債編）」の「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合を示している。ここではデータの定義を揃えるために二人以上世帯のデータを用い、統計の継続性を考慮し2001年以降のデータを示している¹。

図表1 金融資産を保有しない世帯の割合（世帯主年齢別）



(注) 二人以上世帯。

(資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（二人以上世帯調査）」

¹ 総務省は2000年まで、各年の年末時点の貯蓄・負債の動向を示す「貯蓄動向調査」を公表してきたが、同調査は2002年より総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」へと再編された。しかし、「貯蓄動向調査」における貯蓄残高は年末時点の数値であるのに対し、「家計調査（貯蓄・負債編）」の年平均結果は毎月調査で明らかにされた貯蓄残高の年平均額であるため、貯蓄動向調査と接続しない。また、厚生労働省「国民生活基礎調査」は3年に1度、貯蓄を含む詳細な調査を行っている。しかし、貯蓄に関する調査結果を見ると、1998年以前の調査では、①貯蓄残高の有無が「不詳」の世帯、及び、②貯蓄があってもその額が「不詳」の世帯の割合が合計で回答世帯の1%程度に止まるのに対し、2000年代以降の調査では①と②の世帯が合計で回答世帯の1割程度を占めるように、貯蓄の有無やその額が不詳の世帯の割合が大きく異なる。したがって、「国民生活基礎調査」を用いて1990年代までと2000年代以降のデータを時系列で見ると注意が必要と考えられる。

これによると、「金融行動世論調査」における「金融資産を保有しない世帯」の割合と比べて、「国民生活基礎調査」や「家計調査（貯蓄・負債編）」における「貯蓄がない世帯」や「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合は低い傾向にある。例えば、「国民生活基礎調査」によれば、2010年の「貯蓄がない世帯」の割合は9.3%に止まっており、むしろ同調査の「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合（19.3%）が、同年の「金融行動世論調査」における「金融資産を保有しない世帯」の割合（22.3%）に近い。

さらに、「国民生活基礎調査」と「家計調査（貯蓄・負債編）」の2010年のデータを比べると、前者で「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合が19.3%であるのに対し、後者の「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合は11.3%に止まるように、無貯蓄・低貯蓄の定義が同じであるにも関わらず差が存在する。

このように統計によって「金融資産を保有しない世帯」の割合や「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合が異なる背景を公表統計から正確に把握することは難しいものの、金融資産（貯蓄）の範囲の違いや、回答者の構成の相違、質問票の特性が影響している可能性がある。例えば、「金融行動世論調査」における「金融資産」には、自営業者が事業用に保有する金融資産や、給与振込、口座振替など決済目的で用いている預貯金口座に一時的に滞留する預貯金が含まれないなど、金融資産の範囲がやや限定的に定義されている。

図表2 無貯蓄・低貯蓄世帯割合の推移 (%)

	金融行動世論調査	国民生活基礎調査	国民生活基礎調査	家計調査
	金融資産なし	貯蓄なし	貯蓄100万円未満	貯蓄100万円未満
	二人以上世帯	二人以上世帯	二人以上世帯	二人以上世帯
2001年	16.7	7.5	17.9	-
2002年	16.3	-	-	7.6
2003年	21.8	-	-	7.8
2004年	22.1	8.3	16.6	8.3
2005年	22.8	-	-	8.9
2006年	22.2	-	-	10.0
2007年	20.6	8.9	17.9	9.3
2008年	22.1	-	-	10.7
2009年	22.2	-	-	10.7
2010年	22.3	9.3	19.3	11.3
2011年	28.6	-	-	-

- (注) 1. 「貯蓄100万円未満」には貯蓄残高がゼロの世帯も含まれる。
 2. 「国民生活基礎調査」では、貯蓄の有無不詳、及び、貯蓄があってもその額が不詳世帯の割合が合計で1割を超えるため、「貯蓄なし」世帯及び「貯蓄100万円未満」世帯の算出にあたっては、分母を「総数－貯蓄の有無不詳世帯－貯蓄額不詳世帯」とした。なお、「金融行動世論調査」および「家計調査（貯蓄・負債編）」では、「金融資産の保有」あるいは「貯蓄残高別」の世帯分布について、「不詳」の項目は設けられていない。
- (資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「家計調査（貯蓄・負債編）年報」より、みずほ総合研究所作成

一方、「国民生活基礎調査」や「家計調査（貯蓄・負債編）」の「貯蓄」には、営業用の貯蓄が含まれるほか、給与振込、口座振替など、一時的にしか口座に止まらない預貯金が必ずしも排除されていない。さらに、「国民生活基礎調査」では、無職の世帯や低収入世帯の中に「家計調査（貯蓄・負債編）」と比較して生活に困窮した世帯がより多く含まれている可能性があり、これが同じ「貯蓄が100万円未満の世帯」であっても、回答者に占める割合に差がある一因となっている可能性がある（統計によって無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が異なる背景については、**補論「各種調査に見られる無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の相違について」**でより詳細に検討）。

このように統計によって無貯蓄・低貯蓄世帯の割合に違いがあるものの、前掲図表2を見る限り、無貯蓄・低貯蓄世帯のシェアが2000年代以降も緩やかに拡大してきたという点は、いずれの統計でも共通している。以下では、これまで見たような統計ごとの特徴を踏まえた上で、無貯蓄・低貯蓄世帯と働き方の関わりを見ていくこととしたい。

III. 無貯蓄・低貯蓄世帯と働き方

無貯蓄・低貯蓄世帯と働き方の関わりを見る上では、貯蓄の範囲が「金融行動世論調査」と比較して限定的でないこと、「国民生活基礎調査」と比べて回答者に生活困窮者がより多く含まれるバイアスが少なく見られること、なにより家計の就業に関する状況や、家計収支との関係を把握しやすいことから、以下では「家計調査（貯蓄・負債編）」を中心にデータを検証していくこととしたい。

なお、家計の貯蓄状況については、5年に一度行われる総務省「全国消費実態調査」でもある程度把握することが可能である。この調査はサンプル数が多く詳細な分析に向いているが、最新の調査が2009年とやや古いことから、ある一時点のデータを細かく見る際に使用することとしたい。なお、「家計調査（貯蓄・負債編）」では、貯蓄残高別の世帯分布を見る上で、「貯蓄が100万円未満」が最小単位として設定されており、ここに「貯蓄がゼロの世帯」も含まれる。以下ではこの「貯蓄が100万円未満の世帯」を無貯蓄・低貯蓄世帯とし、その動向を見ていくこととする。

1. 世帯主の職業別・産業別に見た無貯蓄・低貯蓄世帯の動向

(1) 勤労者世帯、自営業世帯で増える無貯蓄・低貯蓄世帯

まず、世帯業態別（「勤労者世帯」、「自営業者世帯」、「その他世帯」）に、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合を確認しよう（図表3）。ここでの勤労者世帯は世帯主の職業が労務作業、民間職員、官公職員の世帯を、自営業者世帯は世帯主の職業が商人及び職人、個人経営者、農林漁業従事者の世帯を指す。家計調査の定義では、労務作業は、主に身体を使って労働する仕事に従事する人とされており、具体的には、製造工程従事者、運転士・運転手、配達員、清掃員、建設作業、販売店員など、幅広い産業の現業部門で働く人を指す。一方、民間職員は、書記的、技術的又は管理的な仕事に就く人とされており、いわゆる民間ホワイトカラー職の人を指す。また、その他世帯は世帯主が法人経営者、自由業者、その他、無職の世帯を指すが、その内訳を見ると、世帯主が無職の世帯が大多数を占

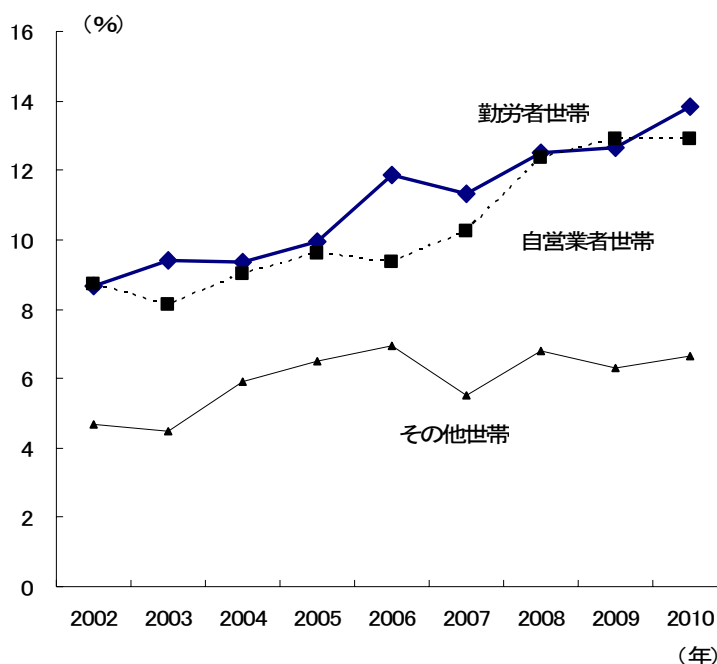
めている。

図表3によると、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合はその他世帯で相対的に低く、2000年代半ば以降はほぼ横ばいで推移している。「家計調査（貯蓄・負債編）」のその他世帯には、金融資産を一定額保有する高齢者世帯が多く含まれている可能性があり（補論「各種調査に見られる無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の相違について」参照）、これがその他世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が低水準で安定している一因と考えられる。これに対し、勤労者世帯と自営業者世帯については、2000年代に無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が上昇しており、2010年にはそれぞれ13.9%、12.9%となった。このように、「家計調査（貯蓄・負債編）」で見る限り、無貯蓄・低貯蓄世帯の増加は、主に世帯主が働いている世帯で、より顕著な傾向となっている。

（2） どのような世帯で無貯蓄・低貯蓄層が増えているのか

なかでも、無貯蓄・低貯蓄世帯の増加に大きく寄与しているのが勤労者世帯である。「家計調査（貯蓄・負債編）」によれば、二人以上世帯に占める無貯蓄・低貯蓄世帯の割合は2002-2010年に7.6%から11.3%へと上昇した。このうち、勤労者世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯が増加していること（8.7%→13.9%）による寄与率は75%程度に上る。従って、勤労者世帯の状況をもより詳細に見ることは、無貯蓄・低貯蓄世帯の増加と働き方の関係を考える上でも有効と考えられる。

図表3 世帯業態別に見た無貯蓄・低貯蓄世帯の割合



（注）勤労者世帯は世帯主の職業が労務作業、民間職員、官公職員の世帯を指す。自営業者世帯は世帯主の職業が商人及び職人、個人経営者、農林漁業従事者の世帯を、その他世帯は世帯主が法人経営者、自由業者、その他、無職の世帯を指す。

（資料）総務省「家計調査（貯蓄・負債編）年報」各年版より、みずほ総合研究所作成

まず、二人以上の勤労者世帯について、年間収入階級別に無貯蓄・低貯蓄世帯の割合がどのように変化したのかを見たものが図表4である。これに基づいて2002年と2010年を比較すると、年収300万円未満の世帯だけでなく、年収300万円以上500万円未満、及び、年収500万円以上700万円未満の世帯でも、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が上昇している。また、同じ図表（参考部分）で年間収入階級別の世帯構成比を見ると、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が相対的に低い年収700万円以上の世帯のシェアが低下する一方、年収300万円以上500万円未満、及び、年収500万円以上700万円未満の世帯のシェアが拡大している。つまり、年収300万円未満の世帯だけでなく、年収300万円以上700万円未満の中所得層で無貯蓄・低貯蓄世帯が増加したこと、この年収階級の世帯のシェアが拡大したことが、勤労者世帯全体に占める無貯蓄・低貯蓄世帯の増加に寄与したと考えられる。

このように年間収入1000万円未満の世帯のいずれにおいても、無貯蓄・低貯蓄世帯が増えていることには、世帯の選好の変化など所得以外の要因が反映されている可能性が伺える。しかし、勤労者世帯の中でも年間収入が相対的に低い世帯で、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の上昇幅が大きいことは、無貯蓄・低貯蓄世帯の増加が働き方の問題と密接に関わっている可能性を示唆している。そこで以下では、世帯主がどのような働き方を行っているかに着目して、無貯蓄・低貯蓄世帯の増加との関わりを見ていく。

まず、世帯主の職業別に無貯蓄・低貯蓄世帯の割合を見たものが図表5である。これによると、世帯主が労務作業者の世帯で、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が急速に上昇している（2002年：14.3%→2010年：22.9%）。民間職員及び官公庁職員世帯でも無貯蓄・低貯蓄世帯のシェアは拡大基調にあるものの、そのテンポは労務作業者世帯と比べて緩やかなものに止まっている。

図表4 年間収入階級別「貯蓄が100万円未満の世帯」割合の変化（2002年と2010年の比較）

	貯蓄が100万円未満の世帯割合			(参考)所得階級別の構成比		
	2002年 (%)	2010年 (%)	変化 (2002-2010年) (%ポイント)	2002年 (%)	2010年 (%)	変化 (2002-2010年) (%ポイント)
～300万円未満	36	43	7	5	6	1
300～500万円未満	18	26	8	20	24	4
500～700万円未満	7	12	5	27	28	2
700～1000万円未満	3	5	2	29	26	-3
1000万円以上	2	1	0	20	16	-4

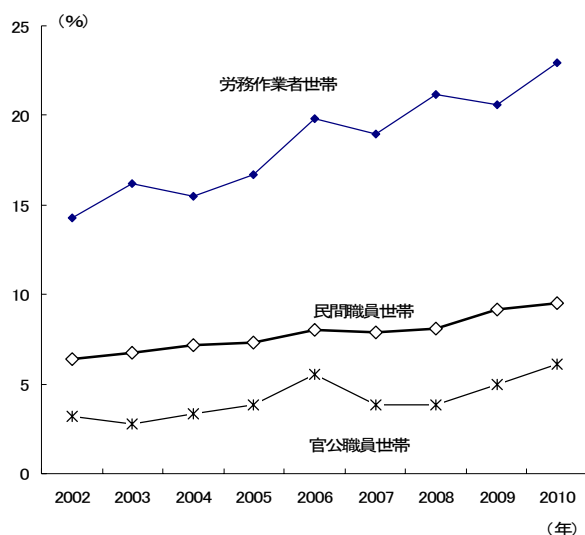
(注) 二人以上の勤労者世帯。年間収入とは「過去1年間の実収入（現金収入）」を指す。

(資料) 総務省「家計調査（貯蓄・負債編）年報」2002年、2010年より、みずほ総合研究所作成

また、世帯主の勤め先産業別に、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の変化を見たものが図表6である（産業分類の変更により、ここでは2003年と2010年の比較を行っている）。図表の折れ線グラフで示すように、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合がより大きく上昇しているのは、世帯主の勤め先産業が卸売・小売業や建設業の世帯である。一方、製造業やその他のサービス業では、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の上昇幅は相対的に小さいものの、これら世帯は、二人以上の勤労者世帯の35%を占めており、無貯蓄・低貯蓄世帯のシェアの拡大に寄与している。

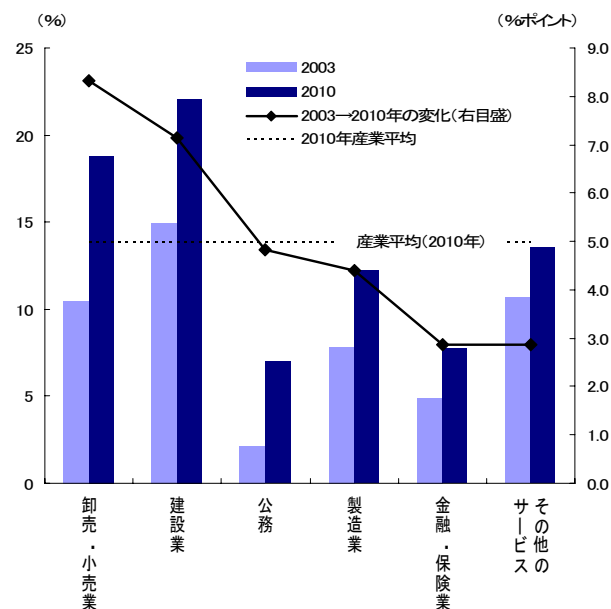
最後に、勤労者世帯のうち、世帯主の勤め先企業規模別に無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の変化を見たものが、図表7である。ここでは、データを入手可能な2002年と2010年の比較を行った。ここから分かるように無貯蓄・低貯蓄世帯の割合は、世帯主の勤め先企業規模に関わらず上昇しているものの、概ね、企業規模が小さいほど、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の上昇加幅が大きいと言える。

図表5 無貯蓄・低貯蓄世帯割合の推移（職業別）



(注) 1. 二人以上の勤労者世帯。
2. 無貯蓄・低貯蓄世帯は、貯蓄が100万円未満の世帯を指す。労務作業世帯は、常用雇用労務作業世帯と臨時・日々雇用労務作業世帯に分類可能であるが、後者のサンプル数が少なく変動が大きいため、ここでは労務作業全体の推移を示している。
(資料) 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)年報」各年版より、みずほ総合研究所作成

図表6 無貯蓄・低貯蓄世帯割合の変化（産業別）



(注) 無貯蓄・低貯蓄世帯は、貯蓄100万円未満の世帯を指す。2003年と2010年の比較を可能にするため、ここでは「その他のサービス」について、全産業から「卸売・小売業」、「建設業」、「公務」、「製造業」、「金融・保険業」を除いた全ての産業とした。「その他のサービス」には、2010年の産業分類では、「情報・通信業」、「運輸・郵便業」、「学術研究」、「技術・専門サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「これら以外のサービス」が含まれる。
(資料) 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)年報」2003年、2010年より、みずほ総合研究所作成

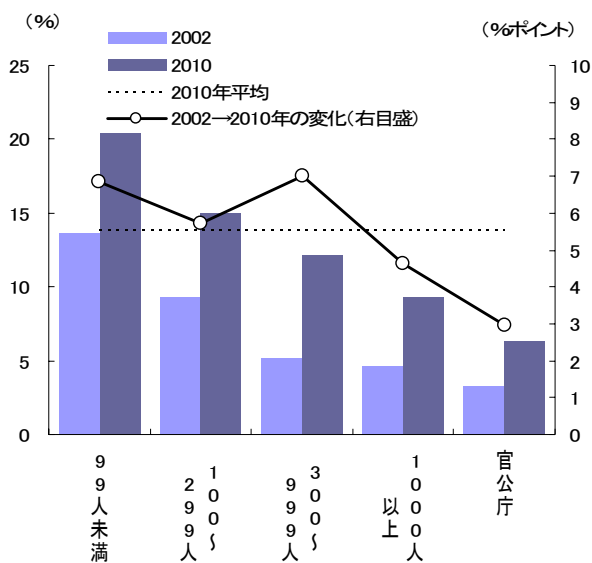
以上をまとめると、2000年代以降に勤労者世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が上昇した主要な要因の一つとして、労務作業世帯における無貯蓄・低貯蓄世帯の増加が挙げられよう。労務作業の仕事と定義される内容が、製造工程従事者、運転士・運転手、配達員、清掃員、建設作業員、販売店員などであることは、これらに従事する人が多い卸売・小売業、建設業、製造業等で無貯蓄・低貯蓄世帯が増えていることと整合的である。

(3) なぜ労務作業世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯が増加しているのか

前節で見たように、民間職員世帯や官公職員世帯でも無貯蓄・低貯蓄世帯が増加傾向にあるものの、労務作業世帯における無貯蓄・低貯蓄世帯の増加ペースは急速である。その背景として第一に、管理職や事務職などの労働者より、現業部門で働く労働者の賃金がより急速に減少したことが、家計がフローの貯蓄を行う余力を低下させたことが考えられる。

これに関し図表8は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いて、労務作業の定義に近い生産労働者と、民間職員の定義に近い管理・事務・技術労働者について、労働者数、現金給与総額の変化を見たものである。ここでは、世帯主の大多数を占める男性について、上記調査でデータが入手でき、さらに、労働者全体に占めるシェアの大きい製造業と建設業の結果を示している。

図表7 無貯蓄・低貯蓄世帯割合の変化
(世帯主勤め先企業規模別)



(注) 無貯蓄・低貯蓄世帯はここでは貯蓄が100万円未満の世帯を指す。

(資料) 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)年報」2002年、2010年より、みずほ総合研究所作成

図表8 生産労働者と管理・事務・技術労働者の
賃金・労働者数の伸び

		現金給与総額	労働者数	
		伸び率(%) (2000→2010年)	伸び率(%) (2000→2010年)	構成比(%) 2010年
産業計		-2.8	-16.0	100
製造業	生産労働者	-5.9	-16.2	19
	管理・事務・技術労働者	-0.7	-19.5	14
建設業	生産労働者	-3.8	-36.3	3
	管理・事務・技術労働者	-3.2	-42.6	4

(注) 男性。

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、みずほ総合研究所作成

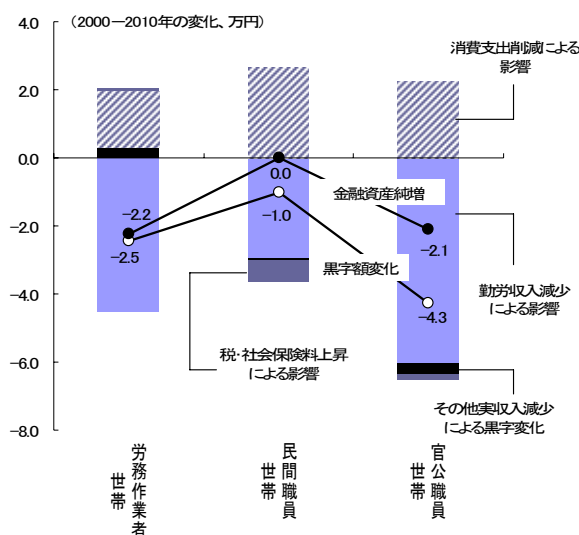
これによると、建設業では、管理・事務・技術労働者、生産労働者ともに労働者は4割程度減少する一方、平均賃金は管理・事務・技術労働者でマイナス3.2%、生産労働者でマイナス3.8%となった。これに対し製造業では、管理・事務・技術労働者、生産労働者ともに労働者は約2割減少したが、平均賃金は管理・事務・技術労働者でマイナス0.7%、生産労働者はマイナス5.9%となった。つまり、建設業では職種に関わらず賃金・労働者数が大幅に減少したのに対し、製造業では管理・事務・技術労働者、生産労働者ともに労働者の減少が進む一方、賃金削減は現業部門を中心に進んだと言える。

実際、2002-2010年にかけて、労務作業者世帯における勤め先収入（世帯主）はマイナス2.4万円となったのに対し、民間職員世帯のそれはマイナス0.5万円に止まったように、労務作業者世帯でより勤労収入が減少している。なお、同じ期間に官公職員世帯の世帯主勤め先収入はマイナス5.1万円と、労務作業者世帯以上に急速に減少している。このような状況にも関わらず、官公職員世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の上昇が緩やかなものに止まった背景については後述する。

第二に、労務作業者世帯で、①もともと月々確保できていた黒字が相対的に少なく、収支がより赤字化しやすい状況にあったこと、さらに、②同世帯でもともと貯蓄残高が少ない無貯蓄・低貯蓄の予備軍世帯がより多く存在したことが挙げられる。その結果、勤め先収入の減少によって同世帯が月々の可処分所得から黒字を確保しにくくなると、貯蓄の取り崩しによって、無貯蓄・低貯蓄の状態に陥る世帯が増えたと考えられる。

これに関し、図表9は、労務作業者世帯、民間職員世帯、官公職員世帯について2000-2010年の黒字額の変化を要因分解したものだ。黒字はその月々に家計が使えるお金（可処分所得）と消費支出の差額として定義され、最終的にフローの貯蓄や住宅ローン等の借金返済に回される。つまり、黒字に影響した要因を見ることで、家計がフローの貯蓄を行う余力に影響した要因を見ることが出来る。

図表9 黒字額変化の要因分解（職業別）



(注) 黒字は可処分所得から消費支出を差し引いた額として計算される。

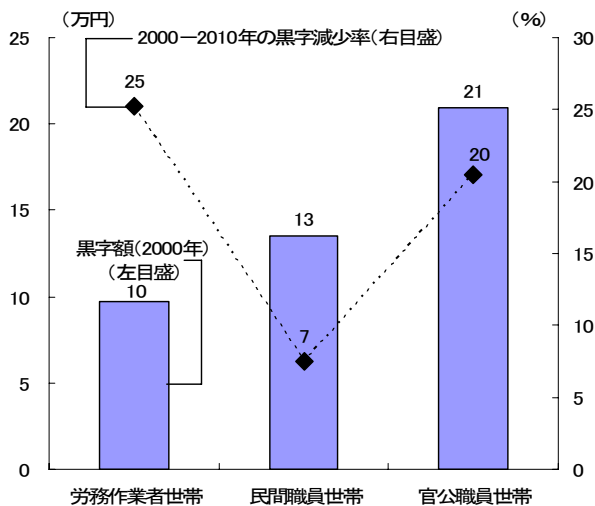
(資料) 総務省「家計調査（貯蓄・負債編）年報」2000年、2010年より、みずほ総合研究所作成

図表9によると、全ての世帯で、勤労収入の減少によって黒字が減少している。黒字の減少幅が最も大きいのは、勤労収入の減少幅が大きい官公職員世帯（マイナス4.3万円）で、これに労務作業業者世帯（同2.5万円）、民間職員世帯（同1.0万円）が続く。いずれの世帯でも消費支出の削減は黒字を押し上げているものの、勤労収入の減少と比べるとその規模は小さなものに止まり、結果として黒字は減少した。

その影響が大きかったのは、労務作業業者世帯である。2000年時点で各世帯が確保していた黒字を見ると、労務作業業者世帯で10万円、民間職員世帯で13万円、官公職員世帯で21万円であった（図表10）。このように2000年時点で確保できていた黒字がより小さかった結果、2000-2010年にかけて労務作業業者世帯の黒字減少率はマイナス25%となり、官公職員世帯の20%を上回った。官公職員世帯では2000年時点で相対的に大きな黒字を確保できていたため、2010年にかけての大幅な黒字減少のインパクトがある程度緩和されたと言える。なお、民間職員世帯の黒字減少幅は小さかったため、黒字減少率は7%に止まった。

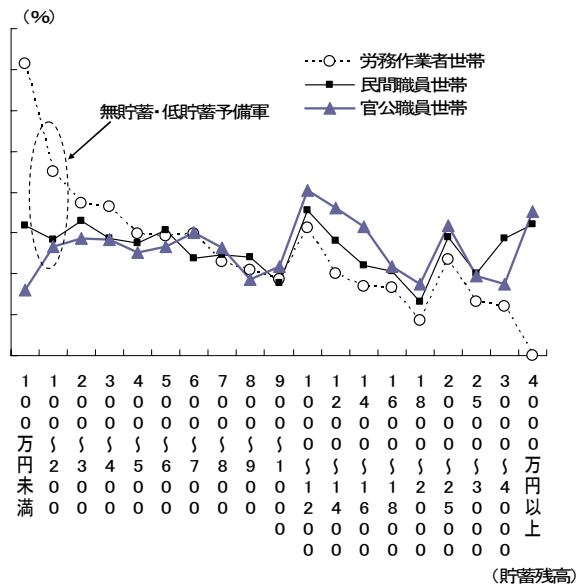
次に、図表11で世帯主職業別に貯蓄残高の分布を見ると、労務作業業者世帯で貯蓄残高が100~200万円の世帯の割合が民間職員世帯や官公職員世帯より高いように、無貯蓄・低貯蓄の予備軍と言える層がより厚く存在している。こうしたなか、勤め先収入の減少によって黒字がより急速に減少した労務作業業者世帯では、特に無貯蓄・低貯蓄予備軍世帯で、貯蓄を取り崩し、無貯蓄・低貯蓄に陥る世帯が増えたと推察される。

図表10 2000-2010年の黒字を巡る状況(職業別)



(注) 1. 二人以上の勤労者世帯。
2. 黒字は可処分所得から消費支出を差し引いた額として計算。
(資料) 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)年報」2000年、2010年より、みずほ総合研究所作成

図表11 世帯主職業別・貯蓄残高の分布



(注) 二人以上の勤労者世帯、2002年。
(資料) 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)年報」2002年より、みずほ総合研究所作成

2. 共働きは無貯蓄・低貯蓄克服の有効な手段となっているのか

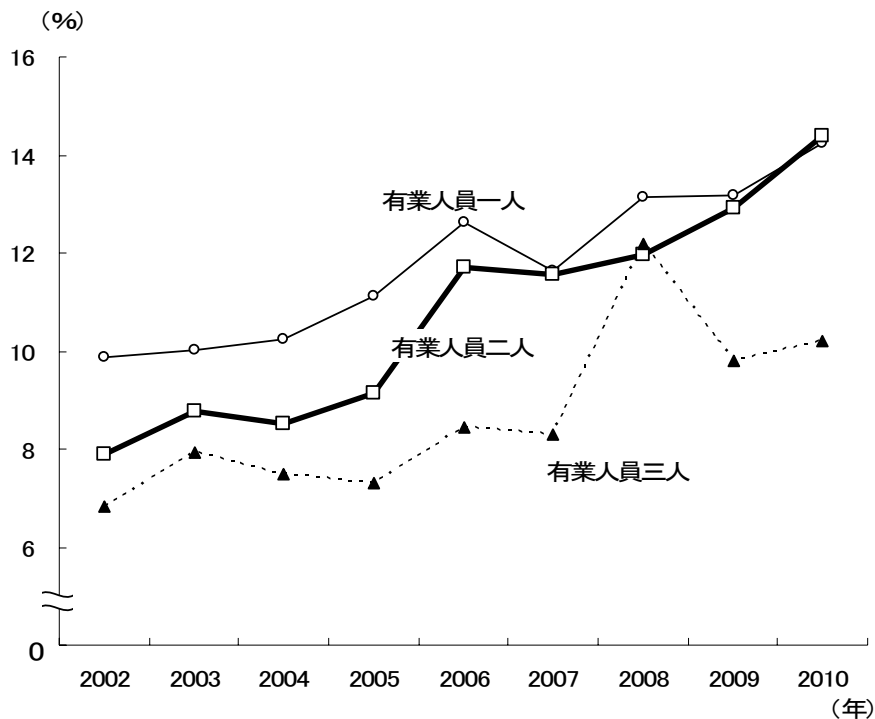
前節で見たように、2000年時点でフローの貯蓄の源泉としての黒字が少なく、さらに貯蓄残高が少ない世帯が多い労務作業世帯で、2010年にかけて無貯蓄・低貯蓄世帯が増加している。これは、貯蓄の確保という点でより困難を抱えてきた世帯で、この10年間にさらに厳しい状況が生じたことを意味する。

しかし、仮に世帯主の勤め先収入が減少したとしても、家計が世帯収入を底上げし、フローの貯蓄を行う余力を確保する手段がない訳ではない。例えば、共働きを行うなど、世帯内の就業者数を増やすことで世帯収入を底上げすることは、一つの有効な方策となろう。以下では、共働きという世帯内の働き方の選択が、無貯蓄・低貯蓄の克服という観点から見てどのような場合に有効な手段となっているのかを考察する。

(1) 世帯内就業者数の増加だけでは必ずしも無貯蓄・低貯蓄を克服できない

まず、総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」より、二人以上の勤労者世帯のうち、世帯内の有業者数別に「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合を確認したものが図表12である。これによると、有業人員三人の世帯では、有業人員一人または二人の世帯と比較して、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が相対的に低く、上昇テンポも緩やかである。

図表12 有業人員別に見た無貯蓄・低貯蓄世帯の割合



(注) 二人以上の勤労者世帯。有業人員四人以上の世帯はサンプル数が少なく、年による変動が大きいため割愛。
 (資料) 総務省「家計調査（貯蓄・負債編）年報」各年版より、みずほ総合研究所作成

一方、有業人員一人の世帯と二人の世帯を比べると、前者と比べて後者で無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が明確に低い傾向は確認できない。確かに、2006年頃までは有業人員二人の世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯の割合がより低い傾向があったものの、2007年より両者の差は縮小し、概ね同水準で推移している。つまり、2000年代後半以降は、世帯内の有業人員が一人から二人に増えることは、必ずしも無貯蓄・低貯蓄に陥るリスクを低下させる手段となっていないということになる。

こうした背景として、2002-2010年にかけて世帯主の賃金低下を補うために、これまで有業人員一人だった世帯で二人目が働く例が増える一方、二人目の就業による世帯収入の増加が、一人目（世帯主）の賃金低下を十分補っていないことがあると考えられる。実際、総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」で、二人以上の勤労者世帯について有業人員別の構成を見ると、2002-2010年にかけて、有業者二人の世帯の割合は40%から44%に上昇した。一方、この有業者が二人の世帯のうち、貯蓄が100万円未満の世帯の割合は2002年の7.9%から2010年の14.4%まで上昇している。

（2）妻の本格就業と無貯蓄・低貯蓄の克服

それでは、どのような場合に、共働きが無貯蓄・低貯蓄克服の有効な手段となりうるのだろうか。具体的には、家計が黒字を確保し、貯蓄の取り崩しを回避できる可能性が高まるのだろうか。これに関し、総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」ではこれ以上の詳細なデータを得られないため、総務省「全国消費実態調査」2009年を用いて、夫が勤労者の共働き世帯の黒字の動向を見たものが図表13である。ここでは、夫の定期収入・妻の収入別に黒字（可処分所得から消費支出を差し引いた額）と黒字率（黒字が可処分所得に占める割合）を整理している。また、夫の年齢平均のデータを見る場合、夫の定期収入が低い世帯で夫の平均年齢が低くなるなど、世帯の分布に偏りが生じてしまうことから、ここでは夫の年齢階級別のデータを示している。

図表13 夫の定期収入、妻の収入別に見た黒字・黒字率（二人以上、夫が勤労者の共働き世帯）

		夫の定期収入20万円未満		夫の定期収入20万円以上	
		妻の収入 10万円未満	妻の収入 10万円以上	妻の収入 10万円未満	妻の収入 10万円以上
夫 30歳未満	黒字 (万円)	3	6	7	13
	黒字率 (%)	12	31	21	30
夫 30～39歳	黒字 (万円)	-2	8	9	16
	黒字率 (%)	-10	25	26	33
夫 40～49歳	黒字 (万円)	-4	6	9	16
	黒字率 (%)	-18	19	22	29
夫 50～59歳	黒字 (万円)	-2	9	11	15
	黒字率 (%)	-12	25	22	26

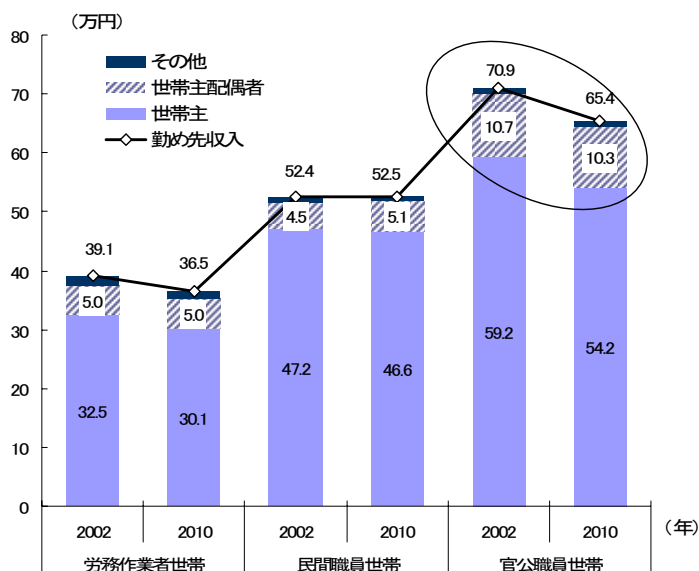
(資料) 総務省「全国消費実態調査」2009年より、みずほ総合研究所作成

ここから分かるのは、夫の収入が相対的に低い世帯の場合、妻が家計補助的に働くだけでは、黒字の確保が難しいことである。すなわち、夫の定期収入が月額 20 万円未満の世帯の場合、妻の収入が月額 10 万円未満では 30 歳代以降で赤字（黒字がマイナス表示）となっており、子育てなどで生計費が膨らむ時期に、可処分所得で消費支出をカバーしにくい状況が伺える。

これに対し、夫の定期収入が 20 万円未満の世帯でも、妻の収入が月額 10 万円以上の場合、一定の黒字を確保できており、その額は夫の定期収入が 20 万円以上で妻の収入が月額 10 万未満の世帯の黒字と同程度（6～9 万円）となっている。なお、共働き世帯の中で最も家計に余裕があるのは、夫の定期収入が月額 20 万円以上かつ妻の収入が月額 10 万円以上の世帯であり、黒字率（黒字が可処分所得に占める割合）は 3 割程度に上る。ここから分かるように、夫の収入が相対的に少ない世帯、あるいは夫の収入が一定額以下まで低下した状況で、家計がフローの貯蓄を行う余力を確保するためには、妻がより本格的な就業を行う必要がある。

なお、妻の収入が高い場合に、家計が黒字を確保しやすい点については、Ⅲ. 1. (2) で見た世帯主の職業別の家計収支からも確認できる。前掲の図表 5 で見たように、世帯主の職業別に見た無貯蓄・低貯蓄世帯の割合は、官公職員世帯で最も低い水準で推移している。前述のように、世帯主の勤め先収入（一カ月あたり）について 2002 - 2010 年の変化をみると、民間職員世帯でマイナス 0.5 万円、労務作業者世帯でマイナス 2.4 万円であったのに対し、官公職員世帯ではマイナス 5.1 万円と減少幅が大きかった。しかし、2002 年時点で世帯主の勤め先収入が他の世帯よりも高水準であったことに加え、妻の勤め先収入が労務作業者世帯、民間職員世帯の約 2 倍に相当する 10 万円を維持したことが（図表 14）、官公職員世帯の勤め先収入全体の安定とフローの貯蓄を行う余力の維持に貢献したと考えられる。

図表 14 世帯あたり勤め先収入の総額・内訳に見られる変化（世帯主職業別）



(注) 二人以上の勤労者世帯。

(資料) 総務省「家計調査（家計収支編 詳細結果表）」より、みずほ総合研究所作成

このように官公職員世帯で世帯主の配偶者の勤め先収入が多い背景には、夫が官公職員の世帯で妻が公務員として働くケースが相対的に多く³、妻のフルタイム勤務によって世帯主の配偶者の妻の勤め先収入が押し上げられていることがあると考えられる。実際、公務員として働く女性の場合、専門職などと同様に出産した女性の就業継続率が高く、その背景として育児休業の利用可能性の高さが指摘されている（仙田（2002））。また、夫の公務員就業は、長時間労働や転勤の少なさから、妻の就業を促す方向に寄与するという指摘もある（黒宮（2003））。つまり、女性にとっての育児休業の取得のしやすさや、夫が育児を行いやすい働き方、夫の転勤によるキャリアの中断が生じ難い環境は、女性の就業継続を支えることを通じて、官公職員世帯がフローの貯蓄を行う余力を確保する鍵の一つとなっている可能性がある。

このことは、労務作業世帯の妻や民間職員世帯にも当てはまる。つまり、女性が出産で離職することを防ぐ支援や、子育てが一段落した女性の本格就業を支える保育の拡充や再就職支援が、世帯主賃金が全般的に低迷するなかで、家計が無貯蓄・低貯蓄を克服する鍵となる可能性が高い。

IV. おわりに

本稿では、二人以上の勤労者世帯を中心に、無貯蓄・低貯蓄世帯の動向と働き方との関わりを見てきた。2000年代以降も勤労者世帯で無貯蓄・低貯蓄世帯が増加している大きな要因として、現業部門で働く労働者の賃金低下が、もともと黒字を確保する余力が相対的に小さく、無貯蓄・低貯蓄予備軍が多い労務作業世帯で、実際に無貯蓄・低貯蓄に陥る世帯を増やしていることがあると考えられる。もちろん、民間職員世帯や官公職員世帯でも無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が上昇しているように、賃金低下の影響は勤労者世帯全般に及んでいるものの、日本の中間層を形成してきた労務作業世帯で、家計の余裕度が少ない世帯が急速に増加していることは大きな問題である。

本稿で見たように、世帯主の収入が低い世帯がフローの貯蓄を行う余力を確保するためには、単に世帯内の就業者数を増やすだけでは十分でない。世帯内の二人目の就業者が、本格的に働いて一定額以上の勤労収入を確保することが必要である。

無貯蓄・低貯蓄世帯の増加に歯止めをかける上で、幾つかの方策が考えられる。まず、製造業や建設業の現業部門など労働者数と賃金がともに減少する分野から、成長産業への労働力の移動を進めることが必要である。そのためには、サービス業などで質の高い雇用機会を創出すること、成長産業への労働力の移動を支える職業訓練や就労支援を強化することが求められる。

また、結婚・出産した女性が本格的に働いて家計を支えられる環境を整備することも重要である。配偶者のいる女性の就業継続に影響する要因に関しては様々な実証研究が行われており、夫の所得、妻の職種・賃金・学歴、家庭内の支援（夫の育児参加や労働時間）、保育や育児休業の利用しやすさ、親世代との同居・近住、子育てに関わる価値観などが影響することが指摘されている（大嶋（2009））。

³ 総務省「国勢調査」2010年によれば、夫が就業者の世帯のうち妻が就業している割合は60%、夫が公務員（他に分類されないもの）の世帯のうち妻が就業している割合は56%と、ともに6割程度である。しかし、夫が就業者かつ妻が就業している世帯のうち妻が公務員の割合は2%であるのに対し、夫が公務員かつ妻が就業している世帯のうち妻が公務員の世帯は17%に上る。

そうであるならば、待機児童の多い大都市圏を中心に、子育てを社会で支えるインフラを充実することや、夫婦ともに育児・家事を分担できる環境整備などが、女性の本格就業を進める上での優先課題となろう。特に、質の高い保育や放課後児童クラブの供給を拡大すること、男性も含めて仕事と育児を両立できる働き方をより強力な形で推進すること、夫の転勤や出産で一度離職した女性が再び本格的に就業するために、職業訓練や就労指導などの支援をより強化することが課題となろう。

このほか、女性にとっての良質な雇用機会を増やすことも必要である。女性の就業率は上昇傾向にあるものの、女性がキャリア形成の可能性や安定した所得を得られる仕事を確保できる可能性はむしろ低下している⁴。その背景には、女性が活躍してきた事務職や製造等作業職、販売職などで、正社員から非正社員への置き換えが進んできたこと、近年雇用の拡大が著しい専門・技術職やサービス職などでもその中身が非正社員中心となっていることがある（大嶋（2011））。非正社員への教育訓練投資を行なう企業への支援、職場限定型正社員や職務限定型正社員など多様な正社員の推進を通じて、良質な雇用機会を拡大していく必要がある。

このほか、配偶者のいる女性の就業調整を促す制度の見直しも課題であろう。夫婦と子どもからなる、妻が有業者の世帯について見ると、妻の年収が100万円未満の世帯が約4割、150万円未満の世帯が約6割を占める（厚生労働省「就業構造基本調査」2007年）。背景に、103万円の壁、130万円の壁といわれるように⁵、税制や社会保険制度の設計上、配偶者のいる女性が一定額以上の賃金を得ると、夫婦で合算した可処分所得が減少するため、女性がこの範囲に納まるように就労調整を行っていることが、様々な研究で指摘されている。このような制度設計についても、女性の本格就業を促す観点から見直していくことが必要であろう。

【参考文献】

- 大嶋寧子（2009）「就業ニーズ別にみた女性雇用促進の課題～15-44歳の有配偶女性の就業希望は268万人規模」みずほりポート、2009年7月8日
- 大嶋寧子（2011）『不安家族～働けない転落社会を克服せよ』日本経済新聞出版社
- 黒宮垂希子（2003）「仕事と子育ての両立を規定する要因はなにかー先行研究のフレームと今後の展望ー」同志社社会学研究会『同志社社会学研究』No. 7、pp. 43-49
- 仙田幸子（2002）「既婚女性の就業継続と育児資源の関係-職種と出生コーホートを手がかりにして-」国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』No. 58-2、pp. 2-21
- 内閣府（2005）「無貯蓄世帯比率の比較」『今週の指標 No. 772』

⁴ 厚生労働省「就業構造基本調査」によれば、1997年から2007年にかけて配偶者のいない女性雇用者のうち、正社員の割合は69%から54%まで低下した。また、配偶者のいる女性雇用者のうち正社員の割合も46%から38%へと低下した。

⁵ 「103万円の壁」とは、所得税制における配偶者控除制度やこれに準じた夫の勤め先企業の配偶者手当の存在により、妻の年収が103万円を超える場合に、夫婦の可処分所得が低下することを指す。これに対し、「130万円の壁」とは、公的年金等の社会保険制度において、サラリーマンや公務員などの妻が夫の扶養の範囲内（年収130万円未満）の場合、保険料の納付を求められないのに対し、この範囲を超えると妻が夫の扶養の範囲を外れ、自ら社会保険料の負担を求められ、夫婦の可処分所得が大幅に減少することを指す。

[補論]各種調査に見られる無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の相違について

1. 「金融行動世論調査」で「金融資産を保有しない世帯」割合が高い背景

家計の金融資産、あるいは貯蓄の保有状況を把握できる統計には、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」などがある。しかし、本稿で見たように、それぞれの統計で把握できる「金融資産を保有しない世帯」や「貯蓄がない世帯（貯蓄が一定額未満の世帯）」の割合には、無視できない差がある。特に、「金融行動世論調査」では「金融資産を保有しない世帯」の割合が他の統計と比較して高く、その理由を理解したうえで適切に利用する必要がある。

その背景として、第一に、「金融行動世論調査」で、金融資産に営業用の貯蓄が除外されていることが考えうる（参考図表）。具体的には、「金融行動世論調査」における「金融資産」には、預貯金や生命保険、損害保険、個人年金保険、債券、株式、投資信託、財形などの金融商品が含まれるが、商・工業や農・林・漁業等事業のために保有する金融資産は除かれると定義されている。これに対し、「国民生活基礎調査」及び「家計調査（貯蓄・負債編）」における「貯蓄」の定義は、「金融行動世論調査」とおおむね重なるものの、家計用（個人用）だけでなく、営業用の貯蓄も含まれるとされている。

参考図表 各種調査における金融資産・貯蓄の種類

	金融行動世論調査 ＜金融資産＞	国民生活基礎調査 ＜貯蓄＞	家計調査 ＜貯蓄＞
金融資産・ 貯蓄の種類	預貯金(ゆうちょ銀行の貯金、外貨預金含む)	金融機関(ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、農業共同組合等)への通常貯金・普通預金、定額定期貯金(預金)、積立貯金(預金)、当座預金等	銀行等(ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫・信用組合、農協、労働金庫その他金融機関)の通常貯金・普通預金、当座預金、積立貯金(預金)、定期・定額貯金(預金)、その他預貯金
	生命保険、個人年金保険、損害保険	生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険(掛け捨てを除く)	生命保険、損害保険、簡易保険(保険商品、年金商品、掛け捨て除く)
	株式・株式投資信託、債券・公社債信託、金銭信託・貸付信託	株式・株式投資信託、債券・公社債投資信託、金銭信託・貸付信託	株式・株式投資信託、債券・公社債信託、貸付信託・金銭信託
	財形貯蓄(一般財形、財形年金、財形住宅)	その他の預貯金(財形貯蓄、社内預金等)	社内預金・その他の預貯金
	その他金融商品(抵当証券、金貯蓄口座、金融派生商品)		
備考	商・工業や農・林・漁業等事業のために保有している金融資産や、給与振入、口座振替など、一時的にしか口座ことどもらないような預貯金は含めない	家計用だけでなく、個人営業のための分も含む	個人用だけでなく、営業用のものも含む

(資料) 各種調査の用語説明より、みずほ総合研究所作成

この点に関して、世帯主の職業別構成を確認すると、「金融行動世論調査」2006年（世帯主の職業別構成比は2006年まで提供されているため、ここでは2006年のデータを見ている）では、回答世帯のうち自営業主及び農林漁業者世帯が20%を占めるのに対し、「国民生活基礎調査」2010年では最多所得者の職業が自営業主の世帯は13%、「家計調査（貯蓄・負債編）」2010年では、個人経営世帯（世帯主が商人及び職人、自営業主、農林漁業従事者）の割合が13%と、「金融行動世論調査」で自営業者の割合が最も高い⁶。また、「金融行動世論調査」では、自営業主及び農林漁業者世帯のうち「金融資産を保有しない世帯」の割合は26%であり、自営業主及び農林漁業者世帯以外の21%と比較して高い。

ただし、「金融行動世論調査」2006年より、仮に自営業主及び自営業主世帯の構成比が13%まで低下（それ以外の世帯の構成比が87%へと上昇）する場合の影響を試算すると、「金融資産を保有しない世帯」の割合は0.3%ポイント低下するに止まり、その影響は限定的である。したがって、「金融行動世論調査」で自営業世帯や農林漁業世帯の割合が高いことは、同調査における「金融資産を保有しない世帯」の割合を他の調査よりも高めている一因ではあるものの、その影響は小さいと考えられる。

次に、「金融行動世論調査」では、金融資産には給与振込、口座振替など、一時的にしか口座に止まらない預貯金を含まないとされているのに対し、「国民生活基礎調査」及び「家計調査（貯蓄・負債編）」の質問票では、そうした預貯金を貯蓄から排除するとの記述は特に見当たらない。そのため、「国民生活基礎調査」及び「家計調査（貯蓄・負債編）」で回答者は、給与振込口座等に滞留する小額の預金も貯蓄と認識し、その分、両調査で「貯蓄がない世帯」や「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合が低くなっている可能性がある。

これについては内閣府（2005）でも、貯蓄がより少ない世帯で、一時的な預貯金が貯蓄と認識されている可能性が指摘されている。そこで、内閣府（2005）の分析を参考に、2010年のデータについて、金融資産又は貯蓄を保有する世帯のうち、その額が100万円未満の世帯の割合を確認すると、「金融行動世論調査」では7%に止まるのに対し、「国民生活基礎調査」では11%とやや高くなっている⁷。少額の金融資産を保有する世帯の割合が「金融行動世論調査」でより低いのは、これが同調査で定義される金融資産に、少額の滞留預金が含まれていないことによる可能性がある。ただし、これが「金融行動世論調査」で「金融資産を保有しない世帯」の割合が他の調査よりも高い理由のうち、どの程度を説明しうるかについては、公表データから判断することは困難である。

2. 「国民生活基礎調査」と「家計調査」で無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が異なる背景

また、「国民生活基礎調査」及び「家計調査（貯蓄・負債編）」の二つについても、「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合が異なる。その理由としてまず、二つの調査では、同じ無職世帯や収入が少ない世帯であっても、その中身が異なることが考えられる。まず「国民生活基礎調査」2010年で回答世帯の仕事別（ここでは最多所得者の仕事で分類される）の分布と貯蓄の動向を見ると、「仕事が無い」又

⁶ 「金融行動世論調査」及び「家計調査（貯蓄・負債編）」は二人以上の世帯、「国民生活基礎調査」は全世帯に占める割合。

⁷ いずれも二人以上世帯。なお、「家計調査（貯蓄・負債編）」では、貯蓄が100万円未満の世帯に貯蓄がゼロの世帯が含まれ、貯蓄を保有するが100万円未満の世帯の割合を特定出来ないため、ここではデータを示していない。

は「就業状況が不明」の世帯は29%を占め、これらの世帯のうち「貯蓄が100万円未満」の世帯は26%に上る。一方、「家計調査（貯蓄・負債編）」2010年では、回答世帯のうち「有業人員がいない世帯」が20%を占めるものの（分類上、就業状態が不明の世帯はなし）、これら世帯のうち「貯蓄が100万円未満」の割合は6%と少ない。

また、同じ収入が少ない世帯であっても、「家計調査（貯蓄・負債編）」の世帯の方が、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合が低い。「国民生活基礎調査」では所得第一分位世帯（世帯収入を下から並べて、下位20%に入る世帯）のうち「貯蓄が100万円未満」の世帯が43%を占めるのに対し、「家計調査（貯蓄・負債編）」では所得第一分位世帯のうち「貯蓄が100万円未満」の割合は20%に止まる。

これらからは、「家計調査（貯蓄・負債編）」における有業者のいない世帯や低収入世帯の中には、フローの収入は少ないものの、貯蓄をある程度確保している高齢者世帯などがより多く含まれている可能性があることが伺える。これに対し、「国民生活基礎調査」の場合、無職かつ低貯蓄の世帯の割合が高いこと、低収入かつ低貯蓄の割合が高いことなどから判断するに、「家計調査」よりもフロー、ストック両面で経済的余裕の少ない失業者世帯や高齢者世帯がより多く含まれている可能性がある。これが「国民生活基礎調査」と「家計調査（貯蓄・負債編）」で「貯蓄が100万円未満の世帯」の割合が異なる一因となっていると考えられるものの、そうしたサンプルの偏りが両者の違いをどの程度説明するかを確認することは困難である。

このほか、より影響は小さいと推察されるものの、二つの統計で質問の仕方の違いがやや異なることが、無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の差に影響している可能性がある。具体的には、「その他の預貯金」という項目について、「国民生活基礎調査」では「その他の預貯金（財形貯蓄、社内預金等）」と例示されているため、回答世帯が、金融機関に預けていない雑多な余裕資金を「貯蓄」から除外している可能性がある。これに対し、「家計調査（貯蓄・負債編）」では「その他の預貯金」という項目の詳細は示されておらず、回答世帯がタンス預金等の余裕資金についても「貯蓄」に含めている可能性がある。ただし、このような「タンス預金要因」についても、個々の回答者に「その他預貯金」の具体的な内容を問わない限り、その影響を正確に測ることは難しい。

以上を総合すると、各種調査に見られる無貯蓄・低貯蓄世帯の割合の相違については、公表データからその理由を定量的に把握することは難しい。様々なデータから金融資産（貯蓄）の範囲や回答世帯の中身の違いが一定程度影響していると考えられるものの、いずれも傍証に過ぎず、より厳密な検証には個票の検証、あるいは、回答者に関するより詳細な属性情報が必要である。いずれにしても、無貯蓄・低貯蓄世帯のデータは、以上のような統計ごとの特徴に十分留意した上で、使用することが重要であろう。